

令和6年7月26日

最高裁判所長官

戸倉三郎様

国の令和7年度予算編成において、
長野家庭裁判所佐久支部における家庭
裁判所調査官の常駐、少年審判の取扱い、
及びエレベーターの設置を実現するた
めの概算要求を行うことの要望書

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

要 望 書

第1 要望の趣旨

令和7年度予算編成において、長野家庭裁判所佐久支部につき下記内容を具体的に実現するための概算要求をすることを求める。

記

- 1 家庭裁判所調査官を常駐させること。
- 2 少年審判の取扱いを開始すること。
- 3 庁舎内にエレベーターを設置すること。

第2 要望理由

当協議会は、令和6年3月13日に貴庁に赴き、同日付け要望書を手交し、

- ① 長野家庭裁判所佐久支部に、家庭裁判所調査官を直ちに常駐させること。
- ② 長野家庭裁判所佐久支部において、早期に少年審判の取扱いを開始すること。
- ③ 長野地方・家庭裁判所佐久支部庁舎に、早急にエレベーターを設置すること。

の3点を要望しております。貴庁におかれましては、丁重にご対応くださり誠にありがとうございました。

今般、令和7年度予算の概算要求時期にあたり、当協議会は改めてこの3点につき、貴庁から政府に対して予算要望をしていただくことを、切に要望する次第です。

1 家庭裁判所調査官の常駐について

(1) 当協議会は平成30年に設立して以降、毎年、長野家庭裁判所佐久支部（以下「佐久支部」と表記します。）への家庭裁判所調査官（以下「調査官」と表記します。）の常駐を求めています。未だに実現していません。佐久支部の管内人口は長野家裁6支部の中で3番目に多い状況にありながら、調査官0名の状況が続いており（長野本庁6名、松本支部5名、上田支部5名、伊那支部2名、飯田支部2名、諏訪支部1名）、管内の社会状況に照らして司法機関の整備状況について不平等な状態が続いています。

(2) 佐久支部管内の社会状況として、直近に公表された令和5年中の長野県の年間人口増減において、佐久支部管内11市町村のうち5市町村が人口社会増を記録し（小諸市289人増、佐久市286人増、南牧村21人増、軽井沢町267人増、御代田町445人増）、管内全体で1169人の人口社会増を記録しています。

少子高齢化により、純人口は全国的・全県的に減少している状況ですが、佐久支部管内は本庁及び他の支部と比べて格段に良好な数値を示しており、直近だけでなく過去10年に遡ってみても長野県

内で最も人口が維持されている地域です。特に、佐久平駅周辺地域の高齢化率は令和5年が17.6%であり、長野県平均32.

5%・全国平均29%に比べて非常に低い状況となっております。

- (3) 特に子ども達を取り巻く環境をみると、佐久市では、平成27年4月に佐久支部庁舎最寄りの児童数1000名を超えるマンモス校であった岩村田小学校を二分して佐久平浅間小学校を分離新設しましたが、同校は開校時の約500名から児童数が増え続け、ここ数年は800名を超える状況が続いています。一方で、岩村田小学校も児童数約500名を保っている状況です。令和4年度は、佐久平浅間小学校の増築工事により従前の26学級に対して最大で30学級まで設置可能な体制を整えましたが、それでも佐久平駅周辺地域に移り住む児童数の見通しでは、収容可能な児童数を超えることが懸念されております。

このように、佐久支部庁舎周辺地域においては、児童人口の更なる増加は確実視され、前述した高齢化率の低さにも鑑みれば、将来的にみても、子どもに関係する家事事件等が継続して発生する可能性が非常に高い地域といえます。

- (4) 調査官はこどもの権利保障のために家庭裁判所において必須の専門職であり、これが常駐していない家裁支部などあってはなりません。特に上記社会事情に鑑みれば、佐久支部は他の調査官非常駐支部に先んじて常駐が実現されるべき支部といえます。

一刻も早い調査官の常駐を、改めて切に要望する次第です。

2 少年審判の取扱い開始について

(1) 佐久支部は、長野本庁及び県内6支部の中で唯一少年事件を取り扱っていません。

裁判所からは、「少年事件を取扱う支部については、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第3条に基づき、事件数、交通機関の便、押送を含む身柄付送致事件の処理態勢、少年鑑別所や保護観察所等の関係機関との距離などを総合的に勘案して各家裁が定めているところであるが、長野家裁ではこのような諸事情を勘案し佐久支部では少年事件を取り扱わないものとし、佐久支部の少年事件は上田支部が取り扱うものと定めている。」といった回答が続いています。

(2) 「事件数」「交通機関の便」「身柄付送致事件の処理体制」「関係機関との距離」について、それぞれの要素を具体的に検討しても佐久支部において少年事件を取り扱わない理由がないことについては令和6年3月13日付け要望書に記載したとおりですが、同日の貴庁との面談において佐久支部と上田支部との交通機関の便が良いとのご認識があるようですので、その点についてはかなりの誤解があると思われ、実情をご理解していただかなければならないと考えております。

(3) すなわち、佐久地域在住の者にとって上田支部庁舎までの交通機関の便は、決して良いとはいえません。

ア そもそも、佐久支部庁舎は、佐久支部管内の中では上田に近い北部に位置するため、両庁舎の位置関係だけを判断要素にすべきではありませんが、ひとまず両庁舎間で考えても一般道利用で約3

0 kmあり自動車移動で50分程度を要します。まして、南佐久地域の川上村役場から上田支部庁舎までは一般道利用で約80 kmあり2時間程度を要し、有料高速道路を利用しても約1時間半を要します。

イ 他方、鉄道利用を考えてみると、たしかに北陸新幹線の佐久平駅・上田駅間の新幹線乗車時間は10分程度です。しかしながら、佐久支部庁舎から佐久平駅までは徒歩約15分、上田駅から上田支部までは徒歩約20分を要し、新幹線を利用しても都合1時間程度は要する上に高額の新幹線料金も負担することになるため、佐久地域の住民が上田支部庁舎に赴くのに新幹線を使用するという方は通常いません。

ウ また、填補される調査官等は、在来線を利用して上田支部庁舎から佐久支部庁舎まで移動していると思われませんが、徒歩・電車（乗り換えあり）・バス（ないし徒歩）で、1時間30分程度かかり、交通の便が良いとは到底いえません。上田地域に近い佐久地域北部に位置する佐久支部庁舎で考えても、これだけ交通の便は悪いのであり、まして、佐久地域南部に位置する川上村役場から上田支部庁舎まで在来線利用で行こうとすると2時間30分から3時間程度を要します。他の南佐久郡の町村においても、そもそも最寄り駅まで辿り着くのに相当時間を要する住民も多数おり、在来線利用で上田支部まで2時間以上を要する住民が大半です。

他方で、松本支部庁舎と諏訪支部庁舎とでみると、在来線利用でも1時間半まではかからず、佐久支部・上田支部間よりも在来線の

本数自体も多い上に乗り換えもなく、特に諏訪支部は上諏訪駅至近であり、よほど交通の便が良いといえますが、両支部共に調査官が常駐しています。

エ 松本支部・諏訪支部間と上田支部・佐久支部間の交通事情の大きな違いと言えば新幹線の有無かもしれませんが、そもそも、「交通機関の便」に関して新幹線の乗車時間は大きな判断要素にすべきではありません。例えば富山駅・新高岡駅間は新幹線で10分程度ですが高岡支部にも調査官は配置されており、まして、長野駅・上田駅は新幹線で10分程度ですが、長野地裁本庁には調査官6名いる上に上田支部にも5名の調査官が配置されています。佐久平駅・上田駅間の新幹線乗車時間が短いことは、佐久支部に調査官を配置しない理由には全くなりません。

オ 裁判所の利用を考える上で、北陸新幹線佐久平駅・上田駅間の乗車時間を判断基準として「交通機関の便が良い」と判断することは、佐久地域住民の実情をご理解いただけていないと言わざるを得ません。是非とも、実情を改めて具体的にご判断いただき、一刻も早く少年審判の取扱い開始の実現をお願いいたします。

3 エレベーターの設置について

(1) 佐久支部庁舎には、県内支部において唯一エレベーターが設置されておらず、不便であるだけでなく危険であることは再三お伝えしたとおりです。

(2) 2階建庁舎は新庁舎への建替えの機会でない限りエレベーターを

設置しないという貴庁の方針は、我が国が批准する障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」といいます）にも、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨にも反するものと言わざるを得ません。

（３）令和４年９月９日の国連障害者権利委員会の日本に対する総括所見では、日本政府に対して、「特に、ユニバーサルデザインにより、裁判所、司法及び行政施設への利用の容易さ（アクセシビリティ）を確保し、障害者が、他の者との平等を基礎として、司法手続をひとしく利用する機会を保障すること。」という内容の勧告（第３０項）がなされております。

上記勧告を受けている政府は、貴庁からの要望さえあれば、バリアフリー化の予算を付けるはずです。

佐久支部においても、地元からの強い要望を再三お伝えしているにもかかわらず、バリアフリー化の最初の一步ともいうべきエレベーター設置すら叶わない状況であり、このような事態は高齢者・障害者をはじめとする歩行に困難を伴う利用者にとって司法手続を利用する機会が十分に保障されていない状態と言わざるを得ません。また、事件当事者や代理人だけでなく、日常的に庁舎を利用する裁判官、裁判所職員、調停委員等に障害や怪我等がある場合の労働環境としても改善がなされるべきです。加えて、佐久支部管内に在住する弁護士で構成する長野県弁護士会佐久在住会では、貴庁所属の司法修習生３名の弁護修習も受け入れ貴庁に協力しているところ、佐久支部の現状は、事実上、障害を有する修習生の司法修習が制約されかね

ない状況でもあります。調査官の常駐や少年審判の取扱いも含め、他の司法修習生受入れ庁と同様の人的物的機能的充実が整えられるべきです。

- 4 当協議会は、貴庁に対して、佐久地域の社会事情に相応しい佐久支部の充実を改めて要望し、国の令和7年度予算編成にあたり、この要望を踏まえた概算要求をしていただくことを切に要望いたします。

以上

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

会長 佐久広域連合長 柳 田 清 二

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

会 長	佐久広域連合 広域連合長	柳 田 清 二
副 会 長	佐久広域連合議会 議長	丸 山 正 昭
副 会 長	長野県議会 議員	小 山 仁 志
監 事	佐久児童相談所 所長	渕 上 瑞 江
監 事	長野県司法書士会 副会長	宮 川 巧
	佐久広域連合議会 副議長	石 井 正 行
	長野県議会 議長	山 岸 喜 昭
	長野県議会 議員	花 岡 賢 一
	長野県議会 議員	藤 岡 義 英
	長野県議会 議員	大 井 岳 夫
	長野県議会 議員	依 田 明 善
	長野県弁護士会 会長	山 崎 勝 巳
	佐久調停協会 会長	大 井 基 弘
	佐久保健福祉事務所 所長	小 林 良 清
	長野県社会福祉士会 会長	吉 澤 利 政
	佐久市更生保護女性会 会長	木 内 咲 子
	南佐久地区更生保護女性会 会長	田 村 節 子
事 務 局 長	長野県弁護士会 地域司法計画推進委員会 委員長	大 井 基 弘
事 務 局	佐久広域連合 事務局長	武 者 泰 雄
事 務 局	佐久広域連合 事務局参事 庶務課長	木 次 洋 史
事 務 局	佐久広域連合 事務局庶務課企画係長	望 月 裕 一
事 務 局	佐久広域連合 事務局庶務課企画係	清 水 拓 也